

『南山神学』35号(2012年3月) pp.111-133.

グレゴリオ聖歌研究(4)

西脇 純

はじめに

中世の聖書解釈史ならびに典礼史の視点からグレゴリオ聖歌にアプローチしようとする本研究は、カロリング期の典礼改革の足跡を辿る予備考察を続けている¹。

前稿においては、ネウマ記譜法に至るグレゴリオ聖歌の筆録の歩みから、聖歌テキストのみを記載する第一段階に着目した²。この段階を示す最古層の重要なミサ聖歌写本(いずれも8~9世紀の6写本)はDom René-Jean Hesbertによって比較校訂されている³。特に9世紀中葉以降の写本では、カロリング期のリテラシー技術を駆使して聖歌テキストの全文を記載しようとする姿勢がみられる。中世音楽研究者 Susan Rankin によれば、それまでのようにインチピットではなく全文を記載する、聖歌テキストに対する新しい態度に、カロリング期の典礼刷新の精神が映し出されているという。すなわち、聖歌テキストの全文掲載は、「誤りのない正しいテキスト」を伝承する意図のもとで行われたと考

*略記は、別記しない限り、S. M. Schwertner, *Theologische Realenzyklopädie. Abkürzungsverzeichnis. 2., überarb. und erw. Aufl.*, Berlin - New York 1994. に従った。

¹ 拙稿「グレゴリオ聖歌研究(1)」『南山神学』第32号(2009年)209-228頁;同「グレゴリオ聖歌研究(2)」『南山神学』第33号(2010年)237-258頁;同「グレゴリオ聖歌研究(3)」『南山神学』第34号(2011年)229-253頁。

² 同「グレゴリオ聖歌研究(3)」, 同書, 244-253頁参照。聖歌筆録の3段階については次を参照。Cf. S. Klöckner, *Handbuch Gregorianik. Einführung in Geschichte, Theorie und Praxis des Gregorianischen Chorals*, Regensburg 2009, 65-123.

³ R.-J. Hesbert, *Antiphonale Missarum Sextuplex*, Bruxelles 1935.

えられるのである⁴。カール大帝（在位 768-814 年）の有名な「文を促すことについての勅書 *Epistula de litteris colendis*」（784/5 年）は、正しいテキストを得て「正しく語ること *recte loqui*」は、神に嘉される生き方、すなわち「正しく生きること *recte vivere*」に通ずると謳っている⁵。フランク王国の宮廷に息吹いたこうした改革精神のなかで、いわゆるカロリング・ルネサンスの先駆けをなす、聖書の改訂や秘跡書の改訂増補などが次々と遂行されていったと考えられる。

同時に、実際の典礼での聖歌演奏のためには、「正しいテキスト」を語るための音楽（*modulatio*）の正しい継承も必要となる。そのための努力が、「トナリウム *Tonarium*」という個々の聖歌のインチピットを旋法ごとに配列し記載する聖歌筆録の第二段階を生みだし、さらには、聖歌の音楽全体をテキストとネウマとによって記す第三段階（いわゆるアディアステマ記譜による聖歌写本）を生ぜしめたのであろう。

本稿においては、前稿に引き続き、カロリング朝の典礼改革期におけるグレゴリオ聖歌の形成の歩みを追うこととする。その際、この時期の聖歌歌唱に何が期待されていたかを観察してみたい。当時どのような役割が聖歌歌唱に与えられ、どのような歌唱が理想とされていたかを知っておくことは、記譜された聖歌の演奏解釈の大枠を理解するうえでも大切なことであろう。

この時期の典礼聖歌観に大きな影響を及ぼしたのは、カール大帝の後継者ルートヴィヒ 1 世（*Ludwig*, 在位 814-840 年、敬虔王）の命により 816 年に開催されたアーヘン教会会議の決議文書「参事会規定 *Institutio canonicorum*」であろう。この決議文書には、典礼音楽に関するいくつかの条項が含まれている。そこでまず、この文書から関連事項を確認することにしよう（1）。続いて、ア

⁴ Cf. S. Rankin, *The Making of Carolingian Mass Chant Books*, in: C. Gabriela, D. B. Cannata et al. (ed.), *Quomodo cantabimus canticum? Studies in honor of Edward H. Roesner* (American Institute of Musicology: Miscellanea 7), Wisconsin 2008, 37-63. 57-58.

⁵ 拙稿「グレゴリオ聖歌研究 (2)」(N. B. 1) 245-247 頁参照。

ルクイヌスの弟子で「ゲルマニアの教師 *praeceptor Germaniae*」とも呼ばれるフラバヌス・マウルス (*Hrabanus Maurus*, ca. 780-856 年) を取り上げたい。特に、アーヘン教会会議の3年後の819年にフラバヌスが著した『聖職者の教育について *De institutione clericorum*』からいくつかの章に注目し、そこに描かれる彼の聖歌観を、フラバヌスの生涯のごく簡単な紹介とともに浮き彫りにしよう (2 および 3)。

1. 参事会規定 (*Institutio canonicorum*)

816年8月に招集されたアーヘン教会会議は、その月のうちにフランク王国内の全ての修道院に宛てた「*Capitulare monasticum*」(全36章)を採択し⁶、翌9月、今度は聖堂参事会員 (*canonici*) のために、全145章からなる「*Institutio canonicorum*」を決議した。この決議文書の前半は教父たちの引用からなっており、後半部に、聖堂参事会員の生活のあり方を定めた32章からなる規則を置いている (Cap. 114-145)⁷。

典礼音楽に関する詳しい条項が見出されるのは、この「参事会規定 *Institutio canonicorum*」の方であるが、これは、聖歌隊員 (*cantor*) を含む参事会構成員の役割をも規定しようとする、この文書の性格によるものだろう。確かに当時から、修道士の身分と参事会員の身分に区別はあったが、「修道制の聖職化」が進行していた時期でもあり、礼拝や音楽への根本姿勢や、聖歌隊などの典礼

⁶ Cf. *Initia consuetudinis Benedictinae. Consuetudines saeculi octavi et noni cooperantibus* Petro Becker [et al.] *publici iuris fecit* Kassius Hallinger (CCMon 1), Siegburg 1963, 457-468 (= *Synodi Primae Aquisgranensis Decreta Authentica*). 第3条は聖務が「ベネディクトゥスの戒律」に従って行われるべきことを次のように規定している。“*Ut officium iuxta quod in regula sancti Benedicti continetur celebrent.*” (*ibid.*, 458, l. 2-3) Cf. J. Semmler, *Die Beschlüsse des Aachener Konzils im Jahre 816*, in: ZKG 74 (1963) 15-82.

⁷ Cf. *The Chrodegang rules. The rules for the common life of the secular clergy from the eighth and ninth centuries. Critical texts with translations and commentary* by Jerome Bertram New York 2005, 84-174 (Chapter 3. The Council of Aachen and the canonical Institute). 96-131 (= *Institutio Canonicorum Concilii Aquisgranensis*).

奉仕者の役割が、両者の間で大きく異なっていたというわけではない⁸。以下の「参事会規定」からの引用は、その基本理念や奉仕職の心構えに関する限り、修道士たちと参事会員たちの双方に当てはまるものであったと理解してよいであろう。

1. 1. 第 132 条

「参事会規定」は、まず「主に向かって賛美し詩編を歌う者には天使たちが臨在していること」と題する第 132 条で、キリストが現存する礼拝行為における「心と声の調和」の必要性を次のように確認する。

聖堂のなかで主に向かって詩編を唱える者の心は、声と調和していなければならない（「ベネディクトゥスの戒律」XIX 7 参照）。「霊をもって詩編を唱え、理性をもって詩編を唱えよう」（1 コリ 14:15 参照）という使徒（パウロ）の言葉を実現するためである。というのも、主はその神性の力によってどこにでもおられることをわたしたちは知っているが、とりわけ、聖務を執り行うときには恵みを通してわたしたちのもとにおられることを、わたしたちは信じているからである。⁹

そのうえで、次のように説いている。

⁸ これについて、K. S. フランク 著、戸田聡訳『修道院の歴史—砂漠の隠者からテゼ共同体まで』（教文館、2002 年）68-70 頁を参照。

⁹ *Institutio Canonicorum* 132 (= *Chrodegang rules* [N. B. 7], 118): *Psallentium in ecclesia Domino mens concordare debet cum voce, ut impleatur illud apostoli: 'Psallam spiritu, psallam et mente', quoniam quamvis ubique Dominum per potentiam divinitatis noverimus esse, praecipuae tamen eum, cum divino adsumimus officio, per gratiam nobis credimus adesse.* 「ベネディクトゥスの戒律」XIX 7 については下記注 13 も参照。

神に負っている賛美を献げるため、またミサ聖祭を祝うために聖堂に入るときにはいつでも、天使たちの臨在を思い、畏れと尊敬の念をもってふさわしく天上の聖務を行うよう努めるべきである。聖務をおろそかにしたり、不誠実に、あるいは懶惰に行い、あわれにも「主が課せられた務めをおろそかにする者は呪われよ」(エレ 48:10) との言葉どおりに貶められることのないように。わたしたちは、神の聖堂において、不適切なこと、誤ったこと、あるいは思い、言葉、行いにおいてふさわしくないことは何事をも為さぬよう心がけねばならない。そうすれば、わたしたちは天使たちからみても(主に)ふさわしい者とみなされ、主がわたしたちのもとに来られるとき、主はわたしたちのうちに非難に値することをではなく、むしろ報酬に値することがらを見出してくださる。¹⁰

典礼の場である聖堂における神と天使の現在は、「ベネディクトの戒律」においても強調されている。天使たちは中世の修道者たちにとって、彼らの祈りに参加し、彼らの祈りを神に届けてくれる存在だった¹¹。他方、修道者たちの振舞いは、彼らに付き添う天使たちによって昼夜を問わず主に報告されており¹²、修道者たちは、典礼の場において常に「神とその天使たちのみ前でどのように

¹⁰ Ibid. 132 (= Chrodegang rules [N. B. 7], 119): Unde studendum sollerter est, ut, cum ecclesiam vel ad divinae laudis debita solvenda vel agenda missarum sollemnia intramus, semper angelicae praesentiae memores cum timore et veneratione competenti caeleste compleamus officium, ne, si, quod absit, id negligenter aut inhoneste vel tepide expleverimus et ad perficiendum pigri advenerimus, in sententiam qua dicitur: 'Maledictus homo, qui opus Dei fecerit negligenter' (Jer 48:10), miserabiliter labamur. Ergo sollerti industria nobis observandum est, ne quid in ecclesia Dei ineptum, ne quid perversum, ne quid indecens aut cogitatione aut verbis aut actibus perpetremus, quatenus et conspectu angelorum digni efficiamur, et Dominus ad nos venies, non quod condemnet in nobis, sed potius quod remuneret, inveniat.

¹¹ Cf. A. Angenendt, *Geschichte der Religiosität im Mittelalter*, Darmstadt 1997, 150.

¹² Cf. *Regula Benedicti*, VII 28 (= *Regula Benedicti. Die Benediktusregel lateinisch/deutsch*. Hrsg. im Auftrag der Salzburger Äbtekonzferenz, Beuron 1992, 104): ... et si et si ab angelis nobis deputatis cotidie die noctuque domino factorum nostrorum opera nuntiantur, [...].

ふるまうべきかを考え」ねばならなかった¹³。典礼の場における神と天使との臨在の確信は、聖歌演奏の任にあたる者の心構えの大枠を構成していたと考えられる。

1. 2. 第 133 条

続く第 133 条では、聖堂という場で実際に典礼奉仕にあたる者の取るべき態度が次のように述べられている。

聖堂のなかで朗読や歌唱、詩編歌唱を行うよう任命される者は、尊大にならず、主への賛美の務めを慎み深く果たし、その朗読と歌唱の甘美さによって、熟練した者らを喜ばせ、未熟な者らを教える。朗読や歌唱を通して、彼らは、人々の空疎な称賛をではなく、むしろ人々が教化されることを望む。これらを為す能力を欠く者は、まず教師による訓練を受ける。訓練を受けた者は、聴く者を教化するよう努める。¹⁴

1. 3. 第 137 条

さらに第 137 条では、特に聖歌歌手をテーマに取り上げ、彼らの務めと心構えが以下のように説かれる。

¹³ Cf. Regula Benedicti, XIX 6-7 (= Regula Benedicti., ibid. 136): Ergo consideremus, qualiter oporteat in conspectu divinitatis et angelorum eius esse, et sic stemus ad psallendum ut mens nostra concordet voci nostrae. 邦訳は、古田暁訳『聖ベネディクトの戒律』（すえもりブックス、2000 年）112 頁を参照。

¹⁴ Institutio Canonicorum 133 (= Chrodegang rules [N. B. 7], 119): Tales ad legendum, cantandum et psallendum in ecclesia constituentur, qui non superbe, sed humiliter debitas Domino laudes persolveant et suavitate lectionis ac melodiae et doctos demulceant et minus doctos erudiant plusque velint in lectione vel cantu populi aedificationem quam popularem vanissimam adulationem. Qui vero haec docte peragere nequeunt erudiantur prius a magistris et instructi haec adimplere studeant, ut audientes aedificent.

歌手たちは、与えられた神の賜物を罪によって汚すことなく、謙遜、貞潔、分別、その他の聖なる徳をもって飾るよう、力を尽くして努めなければならない。そうすれば、彼らの演奏は、歌われている崇高な言葉のみならず、彼らによって紡ぎ出される甘美な楽の音によっても、天上に思いを馳せ天を愛するよう、周りの人々の魂を駆り立てるだろう。聖なる教父たちから伝承されているように、「歌手は、(歌唱の) 魅力によって聴く者の心が鼓舞されるよう、声においても技術においても抜きん出ていなければならない(セビリャのインドルス『教会の役務について』第2巻第12章)。」歌手たちは与えられた賜物を他の者に誇ってはならず、兄弟たちに対して謙遜に振舞わねばならない。聖務日課を彼らがいつ平常通り祝うのか、いつ(歌うのを) 控えるのかを決めておかねばならない。列席する聖職者たちの数や、聖務の性格、あるいは時間的な余裕に合わせて、聖歌を演奏し、他の者の歌を調整する。彼らは彼らが歌う文言を明瞭かつ音楽的に発音し響かせなければならない。この技術に秀でない者たちは、よく訓練されるまでは、知らない歌を歌おうとして他の者の歌声を混乱に陥れるよりは、黙っていた方がよい。詩編は、聖堂においては、朗唱者自身の精神が詩編の甘美さに養われ、聴く者の耳も詩編の言葉に慰められるよう、落ち着かず拍子はずれで節度のない声ではなく、単純かつ明瞭な声で、悔悛の心をもって朗唱されるべきである。他の典礼の聖歌にどれほど高度に訓練された歌声が用いられようと、詩編を朗唱する際にはそのような声は避けるべきだからである。学ぶ必要のある者が無駄に時間を過ごしたり、暇を持て余しておしゃべりに興ずることのないよう、聖歌隊員たちと交替する用意のある、信頼のおける年配の兄弟が幾名か任命されるべきである。聖歌隊員たちが尊大になり、神の助けによって修得しえた技術を他の者に伝えることを拒むならば、神から賜った技能を他者に伝承するよう矯正されるべく、厳しく罰せられなければならない。上長はこの種の矯正を、いずれの芸術に

であれ秀でた者が、神がお与えになった技能を愛をもって教えようとせず、他人に対して自慢し傲慢に振舞うときに、断固として行うべきである。¹⁵

著名な音楽学者 Helmut Hucke は、この箇所について「西洋音楽史においてこれほど率直かつ肯定的に音楽について見解を記す教会規則をわたしは知らない」と述べ、続けて、「カロリング期を通じ歌唱についてこれほど立ち入って語

¹⁵ *Institutio Canonicorum* 137 (= *Chrodegang rules* [N. B. 7], 122-123): *Studiendum summopere cantoribus est, ne donum sibi divinitus conlatum vitiis fedefent, sed potius illud humilitate, castitate et sobrietate et caeteris sanctorum virtutum ornamentis exornent, quorum melodia animos populi circumstantis ad memoriam amoremque caelestium non solum sublimitate verborum, sed etiam suavitate sonorum, quae dicantur, erigat. Cantorem autem, sicut traditum est a sanctis patribus, et voce et arte praeclarum inlustremque esse oportet, ita ut oblectamenta dulcedinis animos incitent audientium, et caetera. Cantores itaque non propter donum sibi conlatum se ceteris superbiendo praeferant, sed humiliter socios exhibeant. Et providendum est illis, quando temperate quandoque submisse divinum agatur officium, scilicet ut secundum numerum clericorum et officii qualitatem et temporis prolixitatem cantum protendant et voces moderentur caeterorum. Sonum etiam vocalium litterarum bene atque ornate perstreperant. His vero, qui huius artis minus capaces sunt, donec erudiantur, melius convenit ut sileant, quam cantare volendo quod nesciunt aliorum voces dissonare compellant. Psalmi namque in ecclesia non cursim et excelsis atque inordinatis seu intemperatis vocibus, sed planae ac dilucidae et cum compunctione cordis recitentur, ut et recitantium mens illorum dulcedine pascatur et audientium aures illorum pronuntiatione demulceantur, quoniam, quamvis cantilenae sonus in aliis officiis excelsa soleat edi voce, in recitandis tamen psalmis huiuscemodi vitanda est vox. Constituantur interea seiores fratres, probabilioris scilicet vitae, qui tempore statuto vicissim cum cantorum schola sint, ne hi, qui discere debent, aut otio vacent, aut inanibus et supervacuis fabulis instent. Si vero cantores superbi extiterint et artem, quam divinitus adiuti didicerint, aliis insinuare rennuerint, graviter ac severe iudicentur, ut emendati atque correcti talentum sibi a Deo conlatum aliis erogare procurent. Huiuscemodi autem correptionis modus erga eos, qui quarumlibet artium disciplinis eruditi sunt et de talento sibi divinitus conlato magis se aliis superbiendo praeferre quam id cum caritate insinuare gestiunt, a praelatis obnixte tenendus est. Cf. Isidorus, *De ecclesiasticis officiis* II, 12 (= *Sancti Isidori Episcopi Hispalensis De Ecclesiasticis Officiis* ed. Ch. M. Lawson [CChr.SL 113], 71, l. 11-72, l. 13).*

る史料をもわたしは知らない」と驚きを表明している¹⁶。確かに、アーヘン教会会議（816年）のこの「参事会規定」第137条は、イシドルスの『教会の役務について De ecclesiasticis officiis』に依拠しつつ、加えて、諸事情に対応すべく行われる調整（*moderare*）の必要性や、初心者を指導する際の注意および初心者への配慮など、当時の典礼実践ならびに典礼教育実践を生き生きと映し出している印象を受ける。なかでも、「歌う文言を明瞭かつ音楽的に発音し響かせる *sonum etiam vocalium litterarum bene atque ornate perstreperere*」という歌唱者への要請は、歌唱という祈りの行為に対する当時の考え方の一端を窺わせて興味深い。同規定の第132条および第133条も強調するように、聖歌歌唱は「神に負っている賛美 *divinae laudis debita*」そのものであると同時に、聴く者の心を天上に向かわせるべく「教化 *aedificatio*」することが期待された営みでもあった。聴衆が教化されるためには、テキストの内容をよりよく聴衆に届ける「歌い方 *pronuntiatio*」が歌唱者に十分に修得されていることが前提となる。聖歌の文言を「明瞭かつ音楽的に」扱うべきであるとの認識は、当時聖歌が神賛美と聴衆の教化という二重の役割を担っていたことを推測させる。

このような、聖歌隊にとっては必須の役割を遂行するには、まず歌唱者自身が、課せられた「天上の務め *caeleste officium*」にふさわしくなければならない。「参事会規定」は、天賦の才能をもつ者が才能を無駄に持て余すことを厳しく戒めるとともに、歌唱者が「謙遜 *humilitas*」の徳を身につける必要があるとを繰り返し説いている。特に詩編テキストを扱う際には「心の悔悛 *compunctio cordis*」が求められている。E. Kohlhaasによれば、詩編唱と「悔悛」との結びつきは、中世の諸学に多大な影響を及ぼしたセビリャのイシドルス（Isidorus,

¹⁶ Cf. H. Huckle, Die Entstehung des Gregorianischen Gesangs, in: M. Brozoska u. M. Heinemann (Hg.), Die Musik von den Anfängen bis zum Barock (Die Geschichte der Musik 1), Laaber 2004, 16-22. 22.

ca. 560-636 年)の主著『語源考 *Etymologiae sive origines*』における次の「詩編唱者」の定義に由来するという¹⁷。

朗読をする者は朗読者、詩編を歌う者は詩編唱者と呼ばれる。朗読者は民が従うように語りかけ、詩編唱者は聴く者の魂が悔悛へと促されるように歌う。¹⁸

ここにいう「悔悛 *compunctio*」とは、神の言葉に心を打たれた者が体験する、おのれの小ささを神の救済のはからいの深さとともに悟るある宗教的な心性を指していよう。カロリング期の代表的典礼学者アマラリウス (*Amalarius Symphosius*, ca. 770 - ca. 850 年)も、主著『典礼学概論』第3巻のなかで、「悔悛には二種類ある。一つは畏れるがゆえの悔悛であり、もう一つは愛するがゆえの悔悛である」と述べ、こうした悔悛の二面性を見事に言い表している¹⁹。

後にも触れるアウグスティヌス (*Augustinus*, 354-430 年)は、『告白』第9巻のなかで、教会で聖歌が歌われるのを耳にし感動のあまり涙を流した経験を経ている²⁰。聖歌を聴いて涙し、心のうちに敬虔の情が湧出し、回心が促さ

¹⁷ Cf. E. Kohlhaas, *Musik und Sprache im Gregorianischen Gesang* (AfMw.B 49), Stuttgart 2001, 74-75.

¹⁸ Isidorus, *Etymologiae sive origines* VII, xii 24 (= *Isidori Hispalensis Episcopi Etymologiarum sive originum libri XX. Recognovit brevique adnotatione critica instruxit W.M. Lindsay*, Tom. I, Oxford 1962 [reprinting], sine pagina): *Lectores a legendo, psalmistae a psalmis canendis vocati. Illi enim praedicant populis quid sequantur, isti canunt ut excitent ad conpunctionem animos audientium; [...]*.

¹⁹ *Amalarius Symphosius, Liber officialis* III, c. XIII 2 (= *Amalarii episcopi opera liturgica omnia edita a Ioanne Michaelae Hanssens*. Tom. II. *Liber officialis* [StT 139], Vatican 1948, 302, l. 28-30): *Sunt etenim duo genera conpunctionis, unum timoris, et alterum amoris*. Cf. Kohlhaas, *Musik und Sprache* (N. B. 17), 75 mit Anm. 84.

²⁰ Cf. *Augustinus Confessiones* IX, 6 (= *Sancti Augustini Confessionum libri XIII* ed. L. Verheijen [CChr.SL 27], 141, l. 21-27).

れたというアウグスティヌスの求道期および受洗期のエピソードは、中世を通じて典礼における歌唱の理想の雛型として受け継がれてゆくことになる。

アーヘン教会会議の「参事会規定」はその継承者であり、次に取り上げるフラバヌス・マウルスも、この系譜に連なるとみることができる。

2. フラバヌス・マウルス

中世きっての碩学として知られるフラバヌス・マウルス (Hrabanus Maurus, ca. 780-856 年) は貴族の血筋に生まれ、幼少期にフルダの修道院に献げられて初等教育を受けた。前述の「文を促すことについての勅書 *Epistula de litteris colendis*」は、744 年創立のフルダ修道院の第二代修道院長バウグルフ (Baugulf, 在任 779-802 年) に宛てて送られている。ここからもわかるように、フルダ修道院は、当初よりフランク王国における重要な文化拠点としての役割を担っていた。フラバヌスはこの修道院で学び、801 年頃の助祭叙階の後、802 年もしくは 803 年にトゥールの聖マルティヌス修道院に送られ、当時院長職にあったアルクイヌス (Alcuinus, ca. 730-804 年) のもとで研鑽を積んだ。「マウルス」とは、アルクイヌスが聖ベネディクトゥスの高弟聖マウルスの名をとってフラバヌスに贈った綽名である。フラバヌスは遅くとも 804 年にはフルダに戻っているため、彼のトゥール逗留は一年ほどに過ぎなかった。しかしフルダに戻り修道院学校の教師に任命されると、彼はすぐに才覚をあらわした。814 年の司祭叙階の後、822 年には前任者アイギル (Eigil, 在任 818-822 年) の後を承け、フルダ修道院長に選ばれている。840 年にルートヴィヒ敬虔王が没すると、その息子たちの争いにも巻き込まれ、842 年にフルダ修道院長の職を辞し、フルダ近郊のペータースベルグ (Petersberg) の修道院において執筆活動に専念した。847 年、一時期遠ざけられていたルートヴィヒ 2 世 (Ludwig II, 在位 843-876 年, ドイツ王) によってマインツの大司教に任命され、856 年に生涯を閉じる

まで、東フランク王国最大の教会管区および教区の長として内外の諸問題の対応に精力的にあたった。

フラバヌスには、聖書注解をはじめ、イシドルスの『語源考』を継承発展させた『事物の本姓について De rerum naturis』など自由学芸に関する数多くの著作があるほか、有名な形象詩『聖なる十字架の賛美について De laudibus sanctae crucis』(810年頃)に代表される詩作も当時からよく知られ、今なお歌い継がれる聖霊賛歌「Veni creator spiritus」の作者とも目されている²¹。

3. 『聖職者の教育について』

フラバヌスの『聖職者の教育について De institutione clericorum』は、819年、第三代修道院長ラトガリウス(Ratgarius, 在任 802-817年)の下で行われた大規模な修道院の増築工事に悩まされていた共同体が、第四代修道院長アイギルの就任によって再び落ち着きを取り戻しつつあった時期に執筆された²²。819年は、ラトガリウスの計画した「救世主聖堂 Salvatorbasilika」の献堂の年にもあたっている。修道院墓地に建てられ、現在も内部に往時の姿をとどめる聖ミカエル聖堂の献堂は、822年、フラバヌスの修道院長就任の年に祝われた。その意味では、『聖職者の教育について』は、まさに修道院の新しい門出の時期に合わせて書かれた、教育マニフェストといえることができる。

全体は、キリスト教会の教え、位階、諸秘跡、ミサ典礼を中心に記述された第1巻、聖務日課、典礼暦とこれに伴う断食規定、典礼における種々の祈りの形式などをまとめた第2巻、主として聖書学および聖書注解とその基礎教養と

²¹ フラバヌス・マウルスの生涯と著作について、岩村清太『ヨーロッパ中世の自由学芸と教育』(知泉書館, 2007年)の特に223-271頁をはじめ、以下を参照。W. Böhne, Art. Hrabanus Maurus, in: TRE 15 (1986) 606-610; Hrabanus Maurus, De institutione clericorum. Über die Unterweisung der Geistlichen übers. u. eingel. v. Detlev Zimpel (FC 61/1, 2), Turnhout 2006, 7-15. 「Veni creator spiritus」の作者について, S. K. Langenbahn, Art. Veni, Creator Spiritus, in: LThK³ 10 (2001) 591-592 (Lit.). を参照。

²² Cf. D. Zimpel, Einleitung, in: De institutione clericorum, ibid., 7-8.

しての自由学芸や説教を扱う第3巻，という三部で構成され，修道院における通年の霊的生活に配慮した内容となっている。

同時に、『聖職者の教育について』は，前出816年から818年にかけてルートヴィヒ1世の主宰によってアーヘンで開催された一連の教会会議の要請にも応えようとする，その限りにおいて政治的意味合いをも含む書であったことも近年指摘されている²³。たとえば，816年のアーヘン教会会議の決議文書「Capitulare monasticum」によって，フランク王国全土で「ベネディクトゥスの戒律」に基づく修道生活が義務づけられたが²⁴，フルダ修道院ではそれまで「ベネディクトゥスの戒律」とは若干異なる「ボニファティウスの規律 *Instituta Bonifacii*」が使用されていた²⁵。多様な部族から構成されたフランク帝国内のさまざまな制度や生活実践の統一化を図ることがアーヘン教会会議の目的であった。『聖職者の教育について』における典礼聖歌の歌唱の取り扱いをみても，フラバヌスのこの著作がアーヘン教会会議の「参事会規定」を強く意識し，その影響下にあることは明らかである。

そこで，以下では，「参事会規定」と重なる記述にも留意しつつ，『聖職者の教育について』から典礼音楽に関わるいくつかの項目をみてゆくことにしよう。

3. 1. 朗読者および詩編唱者

まず，第1巻から「朗読者」および「詩編唱者」を扱う第11章に注目したい。フラバヌスは，冒頭で前述のインドルス『語源考』からの定義を引用した後²⁶，すなわち，「聴く者の魂を悔悛へと促す」詩編唱者の役割を確認したうえで，引き続き朗読者の心構えを述べる。それによれば，朗読者は旧約の預言者の後継者として，「叫び」「黙さず」「角笛のように声をあげる」（イザ58:1参照）役

²³ Cf. Zimpel, *ibid.*, 16-45.

²⁴ 注6参照。

²⁵ Cf. Zimpel, *Einleitung* (N. B. 21), 19-20.

²⁶ 120頁を注18とともに参照。

割を担う。それゆえ、彼らには遠くまで届く明瞭な声が求められる²⁷。

彼（朗読者）は、明確ではっきりとした声を響かせて、聴衆の心に諭すことができるよう、書物（聖書）と（その）教えに習熟し、ことばと意味に関する豊かな知識を身につけていなければならない。²⁸

一方、詩編唱者の先駆者はダビデとアサフである。彼らは詩編の作者であり、同時に詩編の歌唱者でもあった。アサフの死後、ダビデはアサフの息子たちに詩編唱者の地位を与え、その子孫たちが神殿での詩編歌唱の役割を担った²⁹。フラバヌスは、前述イシドルスの『教会の役務について』第2巻第12章を引用しつつ、教会の詩編唱者が旧約時代より続く伝統の継承者であると指摘する。

この古えの習慣に倣い、教会も詩編唱者（制度）を保持しており、彼らの歌によって聴衆は神への愛（*affectum dei*）へと駆り立てられるのである。詩編唱者は、（歌唱の）魅力によって聴く者の心が鼓舞されるよう、声においても技術においても抜きん出ていなければならない。³⁰

朗読者と詩編唱者のいずれもが、その役割をイシドルスの著作に負っている

²⁷ Cf. Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* I, 11 (= Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* [N. B. 21], 164).

²⁸ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* I, 11 (= *Ibid.*, 164, l. 19-22): “Iste” ergo “doctrina et libris debet esse imbutus, sensuumque ac verborum scientia perornatus”, ut distincte et aperte sonans corda audientium possit instruere. Cf. Isidorus, *De ecclesiasticis officiis* II, 11 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 70, l. 8-10).

²⁹ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* I, 11 (= *Ibid.*, 164-166).

³⁰ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* I, 11 (= *Ibid.*, 166, l. 5-9): Ex hoc veteri more ecclesia sumpsit exemplum nutriendi psalmistas, quorum cantibus ad affectum dei mentes audientium excitentur. Psalmistam autem et voce et arte praeclarum inlustremque esse oportet, ita ut oblectamento dulcedinis animos incitet auditorum. Cf. Isidorus, *De ecclesiasticis officiis* II, 12 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 71, l. 8-72, l. 13).

点で、フラバヌスは先にみたアーヘン教会会議の「参事会規定」（816年）と同一線上に位置づけられる。カロリング期における教会の役務者としての朗読者および詩編唱者の役割は、イシドルスの礎の上に構築されているといっても過言ではないだろう。

3. 2. 詩編歌唱

次に、『聖職者の教育について』第2巻から、詩編の歌唱を扱う第48章に目を移そう。ここでも、イシドルスの見解が、イシドルスが引いた前出アウグスティヌスの『告白』の言葉とともに全面的に引用されている。

教会には、大きな秘義のうちに、モーセの次にくる第一の者として預言者ダビデに詩編を歌うことが任せられたと伝えられている。彼は、若いときからこの職務のために主に特別に選ばれており、歌手たちの君主、詩編の宝庫たるにふさわしい。ゆえに教会はしばしば彼の詩編を、魂がより容易に悔悛へと傾くようにと、甘美な歌の旋律をもって歌う。初代教会は、歌う者の声が控え目な抑揚をもって響くように詩編を歌っていたので、歌というよりは語りに近かった。ところが、霊的な理由というよりは世俗的な理由によって、言葉によっては悔悛にまでは導かれぬ者たちが甘美な旋律によって心を動かされるよう、歌う習慣が教会に導入された。聖アウグスティヌスも、彼の『告白』の書のなかで、教会で歌う習慣を認めている。それは、彼も言うように、弱い魂が耳の楽しみによって敬虔の感情へと高められるためであった（『告白』第10巻第33章参照）。というのも、かかる聖なる事柄においては、歌わないよりは歌った場合の方が、われわれの魂は、よりいっそう信心をこめて、いっそう激しく敬虔の炎を燃やすことができるからである。甘美かつ見事な声で歌われると、その多様な音色や音の響きの新しさのゆえに、わたしたちの全ての感情は——そこにどんな隠

された（音と感情との）親和性があるのかはわからないが——大いに駆り立てられるのである（『告白』第10巻第33章参照）。³¹

先にみた「参事会規定」同様、ここでも歌唱によって聴衆の「悔悛」が目指されており、歌唱の役割を聴く者の教化に見出している点で「参事会規定」の趣旨と合致している。加えて、聴く者の魂が悔悛へと駆り立てられる心の有りようを考察したアウグスティヌスが引き合いに出され、典礼における歌唱の正当性が彼の名の下に権威づけられている。アウグスティヌスによれば、歌唱が織りなす多様な音世界と人間内部の色とりどりの感情世界との間には、ある「隠された親和性 *occulta familiaritas*」がみられる。これこそが歌に接する人々を悔悛へと招き導くいわば苗床なのである。

ここで再び、聖歌の目的たる「悔悛」について少しく考えてみたい。カロリング期の典礼聖歌の役割に関する研究で知られる A. Ekenberg は、「悔悛 *compunctio*」の用語は教父時代から中世初期にかけての靈性に特徴的な鍵言葉

³¹ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* II, 48 (= *Ibid.*, 392, l. 6-394, l. 2): *Psallere autem "usum esse primum post Moysen David prophetam in magno mysterio prodit ecclesia. Hic enim a pueritia in hoc munus a domino specialiter electus et cantorum princeps psalmodiarum thesaurus esse promeruit. Cuius psalterium idcirco cum melodia cantilenarum suavium ab ecclesia frequentatur, quo facilius animi ad compunctionem flectantur. Primitiva autem ecclesia ita psallebat, ut modico flexu vocis faceret resonare psallentem, ita ut pronuncianti vicinior esset quam canenti. Propter carnales autem in ecclesia non propter spirituales consuetudo cantandi est instituta, ut qui a verbis non compunguntur, suavitate modulaminis moveantur. Sic namque et beatissimus Augustinus in libro confessionum suarum consuetudinem canendi approbat in ecclesia, ut per oblectamenta, inquit, aurium, infirmior animis ad effectum pietatis exurgat. Nam in ipsis sanctis religiosius et ardentius moventur animi nostri ad flammam pietatis, cum cantatur, quam si non cantetur. Omnes enim affectus nostri pro sonorum diversitate vel novitate, nescio qua occulta familiaritate excitantur magis, cum suavi et artificiosa voce cantatur."* Cf. Isidorus, *De ecclesiasticis officiis* I, 5 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 6, l. 1-20); Augustinus, *Confessiones* X, 33 (= CChr.SL 27 [N. B. 20], 181, l. 7-13; 182, l. 29-33).

であると指摘する³²。その特徴は、A. Ekenberg によれば、フラバヌスの別の著作『教会の規律について De ecclesiastica disciplina』(全3巻)のなかにも見出される。

心の悔悛は、謙遜の徳から生まれる。悔悛は罪の告白をもたらし、告白は償いを、償いは過ちの赦免をもたらす。心の悔悛とは、罪を思う涙と裁きへの畏れを伴う、精神の謙遜のことをいう。涙は、真の悔悛の泉から、すなわち、為した悪事を精神が注意深く吟味するとき、あるいは永遠の生命を望み焦がれるときに、溢れ出るものである。³³

フラバヌスにとって、悔悛とは、心に二つの情調を抱くことに他ならない。一つは過去の罪や現在の罪の状態を思つて涙する悔いの感情であり、いま一つは永遠の裁きを思う畏れの感情である。実はこのどちらも、おのれの非力と小ささの自覚に由来する。その意味において、悔悛が「謙遜の徳から」生まれるといわれるのである。しかしながら、かかる悔悛の二面性のゆえに、悔悛の涙も、単に過去や現状に対する悔いのみを意味するのではない。それは、「永遠の生命を望み焦がれる *desiderio aeternae vitae suspirare*」あまり流す涙でもある。「悔悛 *compunctio*」の用語がこのように終末論的な救済論の枠組みにおいて語られていることは、カロリング期に「悔悛」への導師としての役割を期待されたグレゴリオ聖歌を理解するためには大変重要な視点であろう。

³² Cf. A. Ekenberg, *Cur Cantatur? Die Funktionen des liturgischen Gesanges nach den Autoren der Karolingerzeit* (BTP 41), Stockholm 1987, 129.

³³ Hrabanus Maurus, *De ecclesiastica disciplina* III, *De compunctione* (= PL 112, 1257B): *Compunctio igitur cordis ex humilitatis virtute nascitur, de compunctione confessio peccatorum, de confessione poenitentia, de poenitentia vero proveniet delictorum indulgentia. Compunctio cordis est humilitas mentis cum lacrymis et recordatione peccatorum et timore iudicii. Ex genuino fonte compunctionis solent profluere lacrymae, id est, dum mens operum suorum diligentius mala considerat, aut dum desiderio aeternae vitae suspirat.*

さて、『聖職者の教育について』第2巻第48章は、続いて、第1巻第11章でも引用したイシドルスの『教会の役務について』第2巻第12章を再び引いた後³⁴、詩編唱者の声のあり方について、次のようにイシドルスの引用を継続している。

彼（詩編唱者）の声は、しわがれたり、かすれたり、不安定であったりしてはならず、美しく、甘美で、澄んではっきりとしており、聖なる宗教にふさわしい音と旋律とを奏でるべきである。悲劇作品を大声で演ずるのではなく、キリスト教的な純粹さをその旋律自身のなかで明らかにしなければならぬ。身ぶりのついた音楽あるいは演劇の匂いを漂わせてはならず、聴衆に悔悛を促すものであるべきである。³⁵

さらにフラバヌスは、イシドルスの理想とする詩編唱者の歌声を自らの言葉で次のように補足している。

完璧な声は、高く、明瞭で、かつ甘美である。（求められている）音高に届くように高く、耳を満たすほどに明瞭で、聴衆の魂を魅了するに足る甘美さを備えている。もしこれらの（特徴の）うち何かが欠けるなら、完全な声にはならない。³⁶

³⁴ 124 頁を注 30 とともに参照。

³⁵ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* II, 48 (= Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* [N. B. 21], 394, l. 2-8): *Vox autem eius non aspera vel rauca vel dissona, sed canora erit, suavis, liquida atque acuta habens sonum et melodiam sanctae religionis congruentem, non quae tragicam exclamet artem, sed quae christianam simplicitatem in ipsa modulatione demonstret, neque quae musico gestu vel theatri arte redoleat, sed quae compunctionem magis audientibus faciat.* Cf. Isidorus, *De ecclesiasticis officiis* II, 12 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 72, l. 13-18).

³⁶ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* II, 48 (= [N. B. 21], 394, l. 8-12): *Perfecta autem vox est alta, clara et suavis; alta, ut in sublime sufficiat; clara, ut aures adimpleat; suavis, ut animos audientium blandiatur. Sie autem ex his aliquid defuerit, perfecta vox non erit.*

ここには、生涯にわたって一修道者でもあり続けたフラバヌスの、短くも簡潔な典礼音楽観が示されていて興味深い。ピッチの正確さ、明瞭に聴き取ることのできるテキスト、そして聴衆を魅了する歌の運び、この三つ組のよきバランスのうちに、フラバヌスは「完璧な声 *perfecta vox*」の理想を見出しているわけである。

このような現代にも通用する歌声の理想をカロリング期のフラバヌスが記すことができたのはなぜだろうか。それは、彼が幼少の頃より常に典礼実践の場に身をおいていたということと無関係ではないだろう。さらにいえば、このことは、典礼という空間に備わる、ある種の超時代性といったものを示唆してくれよう。なぜなら、典礼は、形式こそ時代や文化による変化を蒙るものの、同じ一つの救済史を記念する祭儀であると考えられるからである。したがって、典礼という場に立つ限り、表現の幅こそあれ、祝われる神秘に対する畏敬の念そのものは時代や文化を越えて共有されうる。聖書の朗読や詩編をはじめとする聖歌の歌唱は、実に、「一度限り *semel*」の救済秘義が「常に *semper*」現在化されるためにキリスト教会が培ってきた典礼行為なのである³⁷。

3. 3. 聴衆のとるべき態度

これまで、朗読者および聖歌歌唱者（詩編唱者）の役割を中心にフラバヌスの見解を追ってきたが、最後に朗読や聖歌を聴く聴衆のとるべき態度について彼の語るところをみておきたい。『聖職者の教育について』第2巻の第52章には次のような箇所が見出される。同じくイシドルスの『教会の役務について』から第1巻第10章の引用で占められている。

朗読を聴くことからはわずかなものしか生まれないと考えてはならない。

³⁷ ヨセフ・ラッツィンガー著、濱田了訳『典礼の精神』（現代カトリック思想叢書 21, サンパウロ, 2004年）59-68頁および典拠としてクレルヴォーのベルナルドゥス（Bernardus, ca. 1090-1153年）を挙げる249頁を参照。

朗読を聞いて養われた精神が、いましがた聴いた神的な事柄に思いをよく巡らしてこそ、祈りそのものも豊かに実るからである。³⁸

朗読によって神の言葉が実りあるものとして「現在化」されるためには、神の言葉に思いを巡らす必要がある。そのためには、朗読や詩編唱のちに沈黙のひとときがおかれるべきであるという。聴衆に沈黙を促すのは助祭の役目である。

ゆえに助祭も、はっきりとした声で沈黙を呼びかけるのである。それは、詩編が歌われたり、朗読が宣べられたりする際、すべての者が一致を保つためであり、すべての者に告げられることを、同様にすべての者が聴くためである。³⁹

ここでは、典礼参加者の「一致 *unitas*」、すなわち典礼共同体としての意識が強調されている。朗読者や詩編唱者に「遠くにまで届くはっきりとした声 *clara [...] vox, ut quamvis longe positorum aures adimpleant*」が求められるのも実はこのためである⁴⁰。朗読者と詩編唱者のみならず、これらの奉仕者の「みことばへの奉仕」（使 6:4 参照）を受け取る聴衆にも、等しく、いわば「みこと

³⁸ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* II 52 *De lectionibus* (= Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* [N. B. 21], 398, l. 18-21): *Nec putes parvam nasci utilitatem ex lectionis auditu; siquidem oratio ipsa fit pinguior, dum mens recenti lectione signata per divinarum rerum, quas nuper audivit, imagines currit. Cf. Isidorus, De ecclesiasticis officiis* I, 10 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 9, l. 14-17).

³⁹ Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* II 52 *De lectionibus* (= Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* [N. B. 21], 398, l. 24-400, l. 2): *Ideo et diaconus clara voce silentium admonet, ut sive dum psallitur, sive dum lectio pronuntiatur, ab omnibus unitas conservetur, ut quod omnibus praedicatur, aequaliter ab omnibus audiatur. Cf. Isidorus, De ecclesiasticis officiis* I, 10 (= CChr.SL 113 [N. B. 15], 9, l. 20-23).

⁴⁰ Cf. Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* I, 11 (= Hrabanus Maurus, *De institutione clericorum* [N. B. 21], 164, l. 11-13).

ばの食卓 *mensa Verbi*」(『典札憲章』第 51 条参照) を囲む一つの共同体としての意識が要求されていたといえよう。

おわりに

『聖職者の教育について』の執筆(819年)から20年から30年ほど経った頃、フラバヌス・マウルスの晩年に、レオメのアウレリアヌス(Aurelianus Reomensis, 活動時期 840-850年頃)によって、ボエティウス、カシオドルス、セビリヤのインドルスらの遺産を受け継いだ中世西洋音楽史における最初の音楽書『音楽教程 *Musica Disciplina*』(840-850年頃)が書かれた⁴¹。

100曲以上にもわたるグレゴリオ聖歌のレパートリーを駆使しつつ教会旋法の仕組みを詳細に解説するこの書は、終章にミサで歌われる聖歌の簡便な説明を置いており、個々の聖歌歌唱の役割を記している。

たとえば、アレルヤ唱は清めの役を果たす。すなわち、アレルヤ唱は「ふさわしくも福音朗読の前に歌われ、救いのみことばを聴くにあたり信者の心はこの歌を通して清められる」⁴²。

他方、平和の賛歌(Agnus Dei)は、聖体拝領中に歌われ、信徒はこの賛歌を歌いつつ、その音楽を通して、自身が受ける聖体の靈的恩恵に目覚めるように促される。

⁴¹ Aureliani Reomensis *Musica Disciplina* ed. L. Gushee (CSMu 21), American Institute of Musicology, 1975. 英訳は以下を参照。Aurelian of Réome (ca. 843), *The Discipline of Music: (Musica disciplina)* translated by Joseph Ponte (Colorado College Music Press, Translations 3), Colorado 1968. レオメのアウレリアヌスについて、Aureliani Reomensis *Musica Disciplina* ed. L. Gushee, 同書 14-16 頁のほか、以下も参照。Cf. L. Gushee, Art. Aurelianus Reomensis, in: *MGG (Personenteil)* 1 (1999), 1188-1190; J. Bellingham, Art. Aurelian of Réôme, in: *The New GDMM* 2 (2001), 185-187.

⁴² Aurelianus Reomensis, *Musica disciplina* Cap. XX (= Aureliani Reomensis *Musica disciplina* [N. B. 41], 130): [...] quod est congrue ante evangelium canitur ut per hoc canticum mentes fidelium quodmadmodo ad audiendum salutis verbum suscipiant purificationis initium.

聖体拝領をする際には「世の罪を除きたもう神の小羊 (Agnus Dei) , われらをあわれみたまえ」の賛歌が歌われる。主の御からだと御血を拝領し、(聖体のパンを) 口で受け、歌声が奏でる音楽とともに(杯から) 飲む信徒はだれでも、あたかも霊的な食物として主を味わい、十字架につけられ死して葬られたお方を黙想し、そのために(罪のゆるしのために) おいでになったとすべての教会が告白するお方に罪のゆるしを願うのである。⁴³

アウレリアヌスによれば、「Agnus Dei」は、聖体の主がその復活秘義を通して「世の罪を除く方」であると、信徒が自ら拝領するその口をもって直接歌いかけ告白する賛歌であり、贖い主を迎えるいわば歓迎歌である。この賛歌のもつ音楽美に駆られ救済のわざを黙想することを通して、目に見えるしるしたる聖体のパンと杯のもつ、目に見えない霊的な価値へと、信徒の心は拓かれてゆく⁴⁴。

『音楽教程』の終章にまとめられたような「ミサ解説 *Expositio Missae*」は、カロリング期に盛んになった一つの文学ジャンルである。ミサ通常式文 (*Ordinarium missae*) ならびにミサ固有式文 (*Proprium missae*) がミサの式次第の

⁴³ Aurelianus Reomensis, *Musica disciplina* Cap. XX (= *Aureliani Reomensis Musica Disciplina* [N. B. 41], 131): *Communicantibus etiam primum canitur canticum 'Agnus Dei qui tollis peccata mundi, misere[re] nobis,' ut fideles quique corpori et sanguini Domini communicantes, quem percipiunt ore, hauriant vocis modulatione ut scilicet quem gustant, quoddammodo versum incorporalem cybum, recolant ex se crucifixum et mortuum atque sepultum, et eum exorent sua tollere peccata quem ad hoc venisse omnis confitetur ecclesia.*

⁴⁴ Cf. A. Ekenberg, *Cur Cantatur?* [N. B. 32], 97. 「平和の賛歌」同様拝領行列の際に歌われる「拝領の歌 *Communio*」も、拝領者を黙想に招く役割を果たす。Cf. Aurelianus Reomensis, *Musica disciplina* Cap. XX (= *Aureliani Reomensis Musica Disciplina* [N. B. 41], 131): *Canitur etiam illi adiunctum aliud carmen quod communio vocatur, ut quamdiu populus fidelis suscipit caelestem benedictionem dulcissima modulatione mens eius trahatur et suspendatur in sublimissimam contemplationem.* 「この歌に加えて拝領の歌と呼ばれる他の歌も歌われる。信者の民が天上の祝福を受けている間、彼らの心は甘美な旋律に魅せられ、崇高な瞑想に浸る。」

流れにそって解説される。アウレリアヌスの著作を拾い読みするだけでも、「心の清め」あるいは「瞑想への導き」といった、上述「参事会規定」や『聖職者の教育について』で繰り返し強調された、聖歌歌唱のもつ歌唱者ならびに聴衆の心を「悔悛」へと招くという根本姿勢が継承されていることがわかる。

今後はさまざまな「ミサ解説」のなかから、本稿でも取り上げたフラバヌス・マウルスやアマラリウス、ヴァラフリドゥス・ストラボといったカロリング期の代表的な典礼学者の作品に注目し、この時代のミサにおける音楽観をいっそう深く理解することに努めたい。

* 本稿は、「平成 23 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号 22520158）」ならびに「2011 年度南山大学パツヘ研究奨励金 I-A-2 (Nanzan University Pache Research Subsidy I-A-2 for the 2011 academic year)」に基づく研究成果である。